

(2)被害を受けた方の法定代理人（親権者など）

(3)被害を受けた方が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹、これらの方から委託を受けた弁護士

(申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁（P. 82）

2のうち、加害者の審判結果が少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P. 90）、保護観察処分の場合は保護観察所（P. 93）

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害に遭われた方やその親族の相談に応じ、悩みや不安を聴いたり、各種制度や手続きについての説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

(窓口) 各保護観察所（P. 146参照）

「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」については、上記のほか、前ページの（17）地方更生保護委員会では、「意見等聴取制度」「被害者等通知制度」があります。

(19) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

インターネット人権相談

(支援概要)

インターネット（法務省ホームページ）で、人権相談を受け付けています。

(窓口) <https://www.jinken.go.jp/>



常設人権相談所

(支援概要)

差別や虐待、各種ハラスメント、犯罪被害など、様々な人権問題について電話相談に応じています。

また、法務局・地方法務局及びその支局では、窓口において、面接による相談にも応じています。

(窓口) みんなの人権110番（0570-003-110）

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）及びその支局

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

子どもの人権 110 番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルで、いじめ、体罰、児童虐待など、子どもの人権問題について相談に応じています。

(窓口) 0120-007-110

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、夫やパートナーからの暴力、各種ハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権問題について相談に応じています。

(窓口) 0570-070-810

札幌法務局・地方法務局（函館・旭川・釧路）

受付時間／8:30～17:15（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

外国人のための人権相談

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

(窓口) 0570-090911

対応時間／9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

対応言語／英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

外国語インターネット人権相談

(支援概要)

インターネット（法務省ホームページ）で、外国語での人権相談を受け付けています。

(窓口)

<https://www.jinken.go.jp/>



対応言語／英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

(20) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問合せに応じるた

めに、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口（外国人在留総合インフォメーションセンター等）を設置し、多言語で対応しています（外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。）。

※人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/zinsin_index.html



（電話でのお問合せ）

0570-013904（IP、海外：03-5796-7112）

受付時間／平日 8：30～17：15

対応言語／日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥ語

（窓口でのお問合せ）

札幌出入国在留管理局

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎

受付時間／平日 9：00～16：00（12：00～13：00を除く。）

対応言語／日本語、英語

相談窓口の最新の情報については、以下を参照ください。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>



（21）精神保健福祉センター

（組織の紹介）

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための北海道及び札幌市が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

相談業務

（支援概要）

心の健康相談、精神医療に係る相談をはじめ、アルコール、ギャンブル、薬物、自殺関連、社会的ひきこもり、思春期・青年期等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

相談援助グループの運営